

議員提出第十七号議案

鉄道軌道整備法の改正を求める意見書

鉄道は、沿線住民の通学・通勤等における日常の交通手段であり、また、地域経済の発展に不可欠な社会基盤である。

本県では、平成二十四年の九州北部豪雨、平成二十八年の熊本地震、そして本年七月の九州北部豪雨と、大きな災害が連続して発生し、そのたびにJR九州の鉄道が大きな被害を受けた。

現行の鉄道軌道整備法では、大規模な災害を受けた鉄道の災害復旧事業について、補助を行う仕組みはあるが、対象は赤字の鉄道事業者に限定されている。

JR九州では、昨年度完全民営化し、直近3年間は黒字経営をしているが、鉄道事業単体では、赤字基調（昨年度初めて黒字計上）であるうえ、被災した久大本線、日田彦山線及び豊肥本線の路線別収支は赤字である。

JR九州が、被災施設の復旧に迅速に取り組むためには、本法の改正による弾力的な運用が欠かせない。

よって、国会及び政府におかれては、被災地が再び活力を取り戻し、復興を成し遂げるために、鉄道が激甚災害等の特に大規模な災害を受けた場合の補助制度の要件を緩和するよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十九年九月二十七日

大分県議会議長 井 上 伸 史

衆議院議長 大島理森殿  
参議院議長 伊達忠一殿  
内閣総理大臣 安倍晋三殿  
国土交通大臣 石井啓一殿  
財務大臣 麻生太郎殿  
総務大臣 野田聖子殿